

令和9年版

食品衛生小六法

編集：食品衛生研究会

内容見本A5判縮小

法令 1—食品衛生 食品衛生法（総則）

3

第1編 法令

第1章 食品衛生

○食品衛生法 (昭和22年12月24日
法律第233号)
最終改正 令和5年6月14日法律第52号

○食品衛生法施行令 (昭和28年8月31日
政令第229号)
最終改正 令和6年11月1日政令第343号

○食品衛生法施行規則 (昭和23年7月13日
厚生省令第23号)
最終改正 令和7年10月1日厚生労働省令第96号

第1章 総則

〔目的〕

第1条 この法律は、食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もつて国民の健康の保護を図ることを目的とする。

(平15法55・一部改正)

〔参照〕「公衆衛生の向上及び増進」=憲25条2項

〔国及び都道府県等の責務〕

第2条 国、都道府県、地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の規定に基づく政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）及び特別区は、教育活動及び広報活動を通じた食品衛生に関する正しい知識の普及、食品衛生に関する情報の収集、整理、分析及び提供、食品衛生に関する研究の推進、食品衛生に関する検査の能力の向上並びに食品衛生の向上にかかわる人材の養成及び資質の向上を図るために必要な措置を講じなければならない。

② 国、都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、食品衛生に関する施策が総合的かつ迅速に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

③ 国は、食品衛生に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに研究並びに輸入され

本年版の特色

●「従業者が常駐せず全自動調理機を用いて行う飲食店営業に関するQ&A」について

などの通知の登載をはじめ、

●食品表示基準

●食品、添加物等の規格基準

●いわゆる「健康食品」・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領について

などの既登載法令・通知を改正し
内容の充実を図った最新版！

※その他の主な改正等内容は裏面をご参照ください

A5判・2分冊・総頁4,974頁・ケース付
定価9,130円（本体8,300円）送料730円
ISBN978-4-7882-9672-5

☎ 0120-089-339（通話料無料）
受付時間 9:00～12:00 13:00～16:30（土・日・祝日を除く）

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

*本書の本文紙は、古紙配合率70%、白色度61%
程度（グリーン購入法適応）を使用しております。



掲載内容

第Ⅰ巻

第1編 法令

第1章 食品衛生

- 食品衛生法
- 食品衛生法施行令
- 食品衛生法施行規則
- 食品衛生法第8条第1項の規定に基づき厚生労働大臣及び内閣総理大臣が指定する指定成分等
- 食品衛生法第11条第1項の規定により厚生労働大臣が定める国若しくは地域又は施設
- 食品衛生法第13条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのない量として内閣総理大臣が定める量
- 食品衛生法第13条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして内閣総理大臣が定める物質
- 食品衛生法第18条第3項ただし書の規定により人の健康を損なうおそれのない量として内閣総理大臣が定める量
- 食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針
- 食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令
- 食品衛生法第25条第1項の検査の方法及び合格の基準を定める件
- 食品衛生法第58条第1項に規定する食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合等を定める命令

- 乳及び乳製品の成分規格等に関する命令〔乳等命令〕
- 内閣総理大臣が定める放射性物質
- 既存添加物名簿
- 食品、添加物等の規格基準
- 組換え DNA 技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続
- 組換え DNA 技術応用食品及び添加物の製造基準
- 食品又は添加物の製造又は加工の過程における有毒な又は有害な熱媒体の混入防止のための措置の基準
- 器具及び容器包装の原材料に含まれる物質の含有量等に関する安全性審査の手続
- 指定成分等含有食品の製造又は加工の基準
- 器具及び容器包装の原材料に含まれる物質の含有量等に関する安全性審査の手続

第2章 参考法令

第1節 食品安全

- 食品安全基本法
- 食品安全委員会令
- 食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令

第2節 食品表示

- 食品表示法
- 食品表示基準
- 食品表示法第6条第1項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項及び遵守事項並びに同法第12条第1項の規定に基づく申出の手続を定める命令
- 食品表示法第6条第3項の内閣府令・財務省令で定める表示事項及び遵守事項等を定める命令
- 食品表示法第6条第8項に規定

- するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令
- 食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令
- 食品表示基準第2条第1項第10号イの別表第26の1の項から6の項までの規定に基づき内閣総理大臣が告示で定める届出の方法並びに同号ロの別表第27の2の項第8号の規定及び4の項の規定に基づき内閣総理大臣が告示で定める遵守すべき事項その他の必要な事項及び報告の方法を定める告示
- 機能性表示食品のうち天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品の製造又は加工の基準

- 機能性表示食品のうち天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品の製造又は加工の基準

第3節 資格制度

- 栄養士法
- 栄養士法施行令
- 栄養士法施行規則
- 調理師法
- 調理師法施行令
- 調理師法施行規則
- 調理師試験基準
- 製菓衛生師法
- 製菓衛生師法施行令
- 製菓衛生師法施行規則
- 製菓衛生師養成施設における通信課程に係る単位及び単元並びに指導時間数を定める件
- 製菓衛生師試験基準
- 製菓衛生師法の施行について
- 製菓衛生師試験について
- 製菓衛生師試験の試験科目の一

- 部免除について
- 製菓衛生師法の一部改正について
- 製菓衛生師養成施設の指定、監督等に関する事務処理について
- 製菓衛生師法関係疑義照会回答集
- 第4節 健康増進
- 健康増進法
- 健康増進法施行令
- 健康増進法施行規則
- 健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令
- 食事による栄養摂取量の基準
- 第5節 食育基本
- 食育基本法
- 食育推進会議令
- 第6節 その他
- と畜場法

など

第Ⅱ巻

第2編 通知・事例

- 第1章 通 則
- 第2章 食 品
- 第3章 乳及び乳製品
- 第4章 添加物
- 第5章 残留農薬等
- 第6章 器具及び容器包装
- 第7章 表 示
- 第8章 検 査
- 第9章 衛生管理
- 第10章 営 業
- 第11章 食中毒調査
- 第12章 その他
- 附 録
- 索 引

第1編の途中までの細目次を掲載し、第2編は省略してあります。また内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

令和9年版の主な改正内容

新規掲載された通知

- 「器具及び容器包装のポジティブリスト制度に関するQ & A」の一部改正について
- リサイクル指針に関するQ & Aについて
- 従業者が常駐せず全自動調理機を用いて行う飲食店営業に関する運用上の留意事項について
- 「従業者が常駐せず全自動調理機を用いて行う飲食店営業に関するQ & A」について

など20余件

一部改正された法令・通知

- 食品衛生法施行規則
- 食品衛生法第13条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして内閣総理大臣が定める物質
- 食品、添加物等の規格基準
- 食品表示基準
- 健康増進法
- 食育基本法
- いわゆる「健康食品」・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領について
- 食品表示基準について
- 輸入食品等事前確認制度の実施について
- 非破壊検査法による食品中の放射性セシウムスクリーニング法について
- 安全性未審査の組換えDNA技術応用食品の検査方法について

など40余件